

くみあいニュース

2024 年度第 8 号 2024 年 12 月 6 日

島根大学職員組合広報部

内線：(9)2198

ダイヤルイン：0852-32-6407

E-mail：shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp

URL：https://suka0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html



人事院勧告の実施は 1 月給与支給時に遡及支給予定

11 月 29 日、政府は給与関係閣僚会議及び閣議で、国家公務員給与の人事院勧告実施を決定しました。今月中旬には法律が制定される予定です。本学は、現予算から月例給与（平均 2.76%）の 4 月からの完全実施は困難と判断し、12 月からの実施としていますが、法律制定後に実施となるため、1 月給与支給時に、12 月分の月額給与及び 6 月、12 月賞与分を遡及して支給する予定とのことです。

組合員加入者の範囲について明記しました

組合員の方々が次々と重職に就かれ、とても良いことなのですが、組合から退会いただかなければならず、組合員数が減少しています。組合員の範囲については労働組合法第 2 条に規定されており、人事権を持たなければ加入範囲はそれぞれの組合が自主的に決めればよいこととなっています。他大学では、評議員も認めているところもあります。

そこで、拡大支部長会議及び中央執行委員会を開催し、曖昧になっていた本学の役職のうち、組合員の加入範囲を明文化することとしました。

島根大学職員組規約第 2 条第 1 項にある「管理的地位にある者、監督的地位にある職員、その他使用者の利益を代表する者は加入できない。」の範囲について、別途添付しました「島根大学職員組合において加入できない者の範囲について（申し合わせ）2024.12.5 中央執行委員会決定」を決定しましたので、ご確認ください。これを受け、副学長、学長特別補佐、評議員であっても人事権を持たなければ組合に加入できることとなりました。既に退会された方々も是非もう一度組合へ加入いただきますよう、お近くの方をお誘いいただきますようお願いいたします。

教研集会を開催します

2024年教研集会を以下の日時に開催します。各支部からの報告もですが、今回今年度中に制定される予定の教員の自己研鑽制度について概要を説明しますので、気になる教員の方々は是非聴講においでください。

日 時：令和6年12月13日（金）18：45～20：00
場 所：法文学部棟2階 多目的室1
内 容：教員の自己研鑽制度について
各支部・専門部からの活動報告及び団体交渉内容集約

組合加入者募集

島根大学職員組合加入申込書



記入日		年	月	日
ふりがな 氏名	生年月日	年	月	日
所属	職種			
メール		@	.shimane-u.ac.jp	
同意書				
私は、島根大学職員組合が組合費算定のため、島根大学から私の現在適用俸給表、級及び号俸等について情報提供を受けることに同意します。				
署名				

大学から提供された個人情報は、組合費の算定と組合費控除のために使用します。

<組合費月額> 常勤職員：基本俸給×0.7%，契約職員：600円

組合には、パートや非常勤なども含め島根大学と雇用関係にあるすべての方が加入できます。加入をご検討の方はお近くの組合員まで、お気軽にお声がけください。

島根大学職員組合（法文学部棟2階251室）：shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp

Tel & Fax (0852)32-6407, 内線 2198（出雲キャンパスからは 92198）